

○ 財務省令第330号(平成23年3月7日)付平成23年3月10日より告示する。昭和57年大蔵省告示第32号(昭和57年2月7日)に規定した利付国債の発行等に關する省令(昭和57年3月10日告示)の規定に基づき、

財務大臣 野田佳彦
平成3年3月7日

二 一 行平省令第330号(平成23年3月7日)付平成23年3月10日より告示する。昭和57年大蔵省告示第32号(昭和57年2月7日)に規定した利付国債の発行等に關する省令(昭和57年3月10日告示)の規定に基づき、

の法發号名稱及び根拠記述する。

のし定あ争争う札価振の以律社一法会七すた二十財二利決、めつ入入。へ格替適下へ債項律計号るめ十四政回定価らて札札に以を機用一平、及第に一法の二号法を格れられ、と發によ下競闘を振株び二関第律公年一へ受競た価同行る価は受け替法式第十す二へ債度第昭和十四年四月に四和た入利競にと行格付本銀もとの振法第十七号法第成発お条二各札争行い(以争て行のう)と之の振法第十一号法第十二行け第十二年四月並二特財項年申に入わう(以争て行のう)と之の振法第十七号法第十二行け第十二年四月並二特財項年込お札れ。下入行とし。の振法第十七号法第十二行け第十二年四月並二特財項年みいのにる、一札わする。の振法第十七号法第十二行け第十二年四月並二特財項年ので利お入価価一れ。の振法第十七号法第十二行け第十二年四月並二特財項年応募率い札格格とる。そ規の振法第十七号法第十二行け第十二年四月並二特財項年募入とてで競競い入の振法第十七号法第十二行け第十二年四月並二特財項年

四 發行方法の適用

三 用振等替法

二 一 の法發号名稱及び根拠記述する。

五

ハロイ
方募

・別債行争非者特国札非
第参市及入価・別債発競
II加場び札格第参市行争
非者特国発競I加場入行争の

込募各割各当も各
み限國り申ての申
の度債當込るか込
応額市てみ。らみ
募の場るのその
額範特。応のう
を囲別募応ち
割内参額募応
りに加を額募
当お者案を価
ていご分順格
るてとに次の
。各のより割高
申応りい

争市る参てしひ価一を場で競競とて価
入場も加、た価格国定特あ争争す得格
札特の者財後格競債め別つ入るらを
発別にご務に競争市る参て札札もれ募
行参よと大行入札特の者財同行に価額
一加るに臣わと者発応がれ札發別にご務時一よ格に
い・行募各るの行参よと大にとるをよ
う第へ限國入募一加るに臣行い發そり
。II以度債入と者発応がわう行の加
非下額市札のい・行募各れ。(以發重
価一を場で決う第へ限國る、下
格國定特あ定一I以度債入価一価均
競債め別つを及非下額市札格非格し

特 别 債 務	行 争 非 者	特 别 債 務	札 非 発 競	入 価	入 価
参 加 場	市 市	札 格 第 参	行 争	札 格 行	札 格
		I 加 場	入	發 競	發 競
				行 争 額	行 争

条特百国条特七国条特額た四一いにる百面行第債度千つ定う額
 の別八債の別億債の別で利十億て基法四金し二のに百いにち面
 規会億に規会九に規会三付七六はづ律十額た条發お三て基、金
 定計円つ定計千つ定計千国条千、き第五で利第行け十はづ財額
 にに六いにに六債の九額發四万三付一のる五、き政で
 基関て基關百に規百面行十円千国項特財万額發法二
 づす、づす万、づす四つ定七金し六、二債の例政円面行第兆
 きる額きる円額きる億いに十額た条特百に規等運、金し四二
 発法面發法三て基万で利第別五つ定に當平額た条
 行律金行律百はづ円九付一會十いに關の成で利第五
 し第額し第五、き、千国項計四て基すた二四付一
 た四でた四十額發同百債のに億はづるめ十千国項
 利十千利十五利十万面行法六に規關千、き法の二五債の
 付七九付七十付七円金し第十つ定す五額發律公年億に規

口	イ	一	十	十	九	八	二	ハ	口	イ	七										
非	入	価	發	替	低	行	争	非	者	特	国	行	争	非	者	込	行	争	非	者	
競	札	格	行	行	額	入	価	・	別	債	入	価	・	別	債	發	競	札	格	入	価
争	發	競	価		單	面	札	格	第	參	市	札	格	第	參	市	行	爭	發	競	札
入	行	爭	格	日	位	金	發	競	II	加	場	發	競	I	加	場	入	行	爭	額	發
額	格	十	額	平	す	額	の	振	五			二			千	二	五	八	一		七
面	三	面	成	る	の	記	替	万			百	六		百	九	百	十	十	兆		国
金	錢	金	二	。	整	載	法	円			六	九		百	五	七	二	九		債	
額	以	額	十	数	又	の					十九			五	億	万	千			億	
百	上	百	三	倍	は	規						億			億	八	四	九			に
円	の	円	年	三	年	の	記	定				六			五	千	八	百			い
に	そ	に	一	金	錄	に						千			千	八	九				て、
つ	れ	つ	月	額	は	よ						四			百	九	百	十			額
き	ぞ	き	十	に	、	る						百			九	四	四	九			面
九	れ	九	二	よ	最	振						九			十	六	六	四			金
十	の	十	日	る	低	替						九			六	万	万	五			額
九	応	九		も	額	口						十			五	五	万	千			で
円	募	円		の	面	座						万			七	七	五	七			二
八	価	八		と	金	簿						円			百	千	百	千			百

の経利入価・別債行争非者特国札
払過札格第参市及入価・別債発
込利発競Ⅱ加場び札格第参市行
み子率行争非者特国發競Ⅰ加場、

十七
錢

(一)年

む十式は一
も号に、募・
のによ払入二
と規り込決パ
す定算金定一
るす出額のセ
。るしに通ン
期た加知ト
日金えを
に額、受
払を次け
い第のた
込二算者

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{1.2}{100} \times \frac{23}{365}$$

(二)

出に住時額金にの口るに
しは者にへ額よに座も係發
た、又おたにりつにのる行
金前はいだ百算い記と所時
額記外てし分出て載し得に
に(一)国取、のしは又て税お
当の法得当二た、は振がい
該算人す該十金前記替源て
非式でる國を額記録口泉、
居にあ者債乗か(一)さ座徵そ
住よるがをじらのれ簿収の
者り場非發た當算る中さ利
又算合居行金該式ものれ子

二十九十八七十六十五

払者入払元償償
込札場利還還
期參所金金期
日加支額限子以

平成財務大臣から通知を受けた者
二十三年一月十二日
本面成利てを年銀金三子、支六行額十をそ払月百二支の期二円年払日と十に十う以し日つ二。前、及き月六各び百二月支十円十間払二日におよびに期月属に二すお十

額面金額× $\frac{1.2}{100} \times \frac{1}{2}$

十四

初
期
利
子

規下は期た期平定、が金と成控得はす次そ銀額し二除税外る号の行を、十すの国期及翌休支次三る税率人日び營業払の年六とが乗適に第業う算六月が乗適つ十日。式月が乗適い六にたに二でじ用号支當だよ十きた同に払たしり日おうる、算を。額いへと支出支じ。いへと支出支て以き払し払を所